

果樹研究所	常緑果樹研究室	1 常緑果樹の品種育成及び栽培の試験研究に関すること。 2 常緑果樹の原原種の育成に関すること。	
	落葉果樹研究室	1 落葉果樹の品種育成及び栽培の試験研究に関すること。 2 落葉果樹の原原種の育成に関すること。	
	病虫化学研究室	1 果樹病害虫及びその防除法についての試験研究及び調査に関すること。 2 果樹の土壌及び肥料についての試験研究及び調査に関すること。	
畜産研究所	大家畜研究室	1 大家畜の育種、改良及び飼養管理の試験研究に関すること。	
	中小家畜研究室	1 中小家畜の育種、改良及び飼養管理の試験研究に関すること。 2 畜産環境の整備及び保全の試験研究に関すること。	
	生産基礎技術研究室	1 畜産の生産技術の試験研究に関すること。	
	飼料研究室	1 飼料作物の栽培及び利用の試験研究に関すること。 2 未利用及び低利用資源の飼料化の試験研究に関すること。	
	草地畜産研究所	1 草地改良の試験研究に関すること。 2 高原地域における家畜の育種、改良及び飼養管理の試験研究に関すること。	
高原農業研究所		1 高原地域における振興作物の実証的試験研究に関すること。	
球磨農業研究所		1 球磨地域における振興作物の実証的試験研究に関すること。	
天草農業研究所		1 天草地域における振興作物の実証的試験研究に関すること。	

附 則

- この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現にセンター企画経営情報部に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、センター企画調整部に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第24号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県旅券センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県旅券センター設置規程の一部を改正する訓令
熊本県旅券センター設置規程（平成2年熊本県訓令第16号）の一部を次のように改正する。
第3条から第5条までの規定中「室長」を「センター長」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 25 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県国営事業対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県国営事業対策室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県国営事業対策室設置規程（平成 2 年熊本県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「農政部農地建設課」を「農政部農村計画課」に改める。
- 第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
 - 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 第 4 条第 1 項中「農政部農地建設課長」を「農政部農村計画課長」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 号を加える。
 - 2 課長補佐は、上司の命を受け、室長を補佐する。
- 第 5 条第 1 項中「農地建設課長」を「農村計画課長」に改め、同条第 2 項中「農地建設課長専決事項」を「農村計画課長専決事項」に、「農地建設課長」を「農村計画課長」に改め、同条第 3 項中「農地建設課長」を「農村計画課長」に改める。
- 第 6 条中「農政部農地管理課」を「農政部農村計画課」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に農政部農地建設課国営事業対策室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、農政部農村計画課国営事業対策室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 26 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県新幹線事務所処務規程（平成 10 年熊本県訓令第 19 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条中「事務所に」の次に「、次長」を加える。
- 第 3 条第 2 項中「所長」を「上司」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
 - 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 第 5 条第 19 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改める。
- 第 6 条中「あらかじめ所長が指定した吏員」を「次長」に改め、同条に次の 1 項を加える。
 - 2 前項の場合において、次長が不在であるときは、所長があらかじめ指定した吏員がその事務を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 27 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程（平成 10 年熊本県訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

- 第 3 条中「、次長」を削る。
- 第 4 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。
- 第 7 条第 1 項中「次長」を「あらかじめ所長が指定した吏員」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。